

四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第9条ただし書の規定による適用除外となる特定事業のうち本市が行う公共事業に係る取扱要領

第1 趣旨

次期ごみ処理施設等用地において発生した汚染土砂の搬入等の諸問題については、四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成14年条例第1号。以下「条例」という。）第9条ただし書きによる適用除外となる特定事業として、条例の多くの規定が直接適用されない状況下で発生した。

今後、このような問題を二度と起こさないようにするため、条例第9条ただし書の規定による適用除外となる特定事業のうち、本市が行う公共事業について、原則として、許可事業の規定を準用するとともに、公共事業の性質上、馴染まないものは要件変更等、所要の措置を行い、本要領を定めるものである。

なお、本要領において使用する様式は、四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成14年規則第1号規則番号。以下「規則」という。）の様式を準用し、許可を届出に読み替えるものとする。

第2 定義

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及び堆積行為の用に供するものをいう。ただし、規則で定めるものを除く。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。
- (2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために利用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上であるもの（500平方メートルに満たない事業であっても、その区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を行う日前3年以内に事業が行われ、又は行っている場合においては、当該事業の事業区域と既に行われ、又は行っている事業の事業区域の面積を合算して500平方メートル以上になるとき（当該事業の事業区域の土地の所有者若しくは土砂等の埋立て等を行う者又はその両方が同一の者である場合に限る。）を含む。）をいう。
- (3) 特定事業区域 特定事業を行う区域（特定事業を行うために設ける法面、擁壁等を含む。）をいう。

- (4) 特定事業場 特定事業区域及び土砂等の搬出入路その他特定事業に供する施設が存する区域をいう。
- (5) 特定事業者 特定事業を行う者（請負契約等により特定事業を行う者を含む。）及び特定事業区域内（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場内）の土地の所有者（国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体を除く。）をいう。

第3 事前協議について

- 1 本市が行う特定事業の特定事業者は、あらかじめ特定事業の計画について市長と協議しなければならない。

当該協議は、特定事業者が第4の規定により届出を行う場合は、特定事業計画書（規則様式第2号の3）に、第5の規定により変更の届出を行う場合は特定事業変更計画書（規則様式第2号の4）に、次に掲げる書類及び図面（第5の変更の届出を行う場合は、変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 特定事業区域の実測求積図
- (3) 特定事業区域及びその周辺20メートル以上の区域並びに特定事業場の現況平面図及び現況断面図
- (4) 特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）
- (5) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (6) 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (7) 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの（特定事業区域及び特定事業場が確認できるものに限る。）
- (8) 調整池の平面図、断面図及び構造図
- (9) 放流先水路の流域図及び断面図
- (10) 流量計算書
- (11) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項を記載した書類
- (12) 特定事業場への土砂等の搬入経路図
- (13) 住民説明会の計画書
- (14) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

- 2 市長は、前項に規定する協議が、当該協議を開始した日から1年を経過しても成立しないときは、当該協議を終了するものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する協議が成立したときは、特定事業事前協議済書（規則様式第2号の5）を当該協議を行った特定事業者に交付するものとする。

4 特定事業事前協議済書の有効期間は、1年間とする。

第4 届出書及び添付書類について

第3第3項の規定に基づく事前協議済書（規則様式第2号の5）が交付された特定事業者は、特定事業許可適用除外届出書（規則様式第2号の2）に、次の各号に掲げる資料を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）
- (3) 特定事業区域及び特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計画書
- (5) 擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合は、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図
- (6) 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図
- (7) 特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書（規則様式第2号の6）
- (8) 特定事業区域外土地使用同意書（規則様式第2号の7）
- (9) 近傍土地所有者承諾書（規則様式第2号の8）
- (10) 周辺住民承諾書（規則様式第2号の9）
- (11) 世帯数調査書（規則様式第2号の10）
- (12) 区・自治会承諾書（規則様式第2号の11）
- (13) 検査試料採取調書（規則様式第4号）
- (14) 地質分析結果証明書（規則様式第5号）
- (15) 土砂等搬入届（規則様式第11号）
- (16) 土砂等発生元証明書（規則様式第12号）
- (17) この条例以外の法令で規制があり、それぞれの法令の適用を受け、許認可等が必要なものについては、その写し
- (18) 特定事業の期間を明記した書類
- (19) その他市長が必要と認める書類及び図面等

第5 変更の届出について

第4各号に掲げる書類及び図面の変更をしようとするときは、変更事項について、第3第3項の規定に基づく事前協議済書（規則様式第2号の5）が交付された後に、特定事業変更許可申請書（規則様式第8号）に第4各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの添えて、市長に提出しなければならない。

第6 説明会の開催について

特定事業者は、特定事業場から 300 メートルの区域内に居住する者及び特定事業場の存する地区の区長又は自治会長に対して、次の各号に定める事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。

ただし、建設工事等を伴う特定事業の場合は、従来から行っている説明・周知方法等を契約内容等に義務付けることで、説明会の開催に代えることができる。

- (1) 第 4 の規定に基づく届出をしようとする特定事業者の氏名、住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地及び連絡先並びに申請の担当者の氏名及び連絡先
- (2) 特定事業区域及び特定事業場の位置及び面積
- (3) 特定事業の期間
- (4) 特定事業が完了したときの特定事業区域の構造（当該届出が一時堆積特定事業に係るものである場合は、一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造）
- (5) 特定事業に使用される土砂等の予定量
- (6) 跡地利用計画
- (7) 調整池の構造
- (8) 放流先水路の流域、断面図及び流量計算に関する事項
- (9) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- (10) 特定事業場への土砂等の搬入経路に関する事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

第 7 特定事業に対する同意等について

- 1 特定事業者は、あらかじめ特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書（規則様式第 2 号の 6）及び特定事業区域外土地使用同意書（規則様式第 2 号の 7）により、特定事業区域内（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場内）の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者（特定事業区域内（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場内）の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものとする。）及び当該特定事業場の土地の所有者（当該特定事業者を除く。）に当該特定事業について説明し、その同意を得なければならない。
- 2 特定事業者は、あらかじめ近傍土地所有者承諾書（規則様式第 2 号の 8）により、特定事業区域から 20 メートル以内の土地の所有者に当該特定事業について説明し、その承諾を得なければならない。
- 3 特定事業者は、あらかじめ周辺住民承諾書（規則様式第 2 号の 9）及び世帯数調査書（規則様式第 2 号の 10）により、特定事業場から 100 メートル以内の区域に居住する世帯の 10 分の 9 以上の世帯主及び特定事業場から 100 メートルを超え 300 メートル以内の区域に居住する世帯の 10 分の 8 以上の世帯主に当該特定事業について説明し、その承諾を得なければならない。

- 4 前3項の同意及び承諾は、第6に規定する説明会の開催又は周知の後に得なければならない。
- 5 特定事業者は、あらかじめ区・自治会承諾書（規則様式第2号の11）により、特定事業場の存する区又は自治会に当該特定事業について説明し、その承諾を得るよう努めなければならない。
- 6 特定事業者は、特定事業場の存する区又は自治会から、当該特定事業場の周辺地域の環境保全に係る遵守事項についての協定の締結の申出があったときは、これに努めなければならない。
- 7 第2項、第3項、第5項の規定は、建設工事等を伴う特定事業の場合については、承諾は不要であるが、説明を行い理解を得るように努めなければならない。

第8 特定事業の期間について

特定事業の期間が1年以内に完了するものであること。

ただし、1年以内に特定事業が完了しない場合には、第5の規定に基づき、所要の手続きを行わなければならない。

第9 現場責任者及び現場事務所について

特定事業者は、現場責任者及び現場事務所を置かなければならない。

ただし、建設工事等を伴う特定事業の場合は、埋立て単独で現場責任者を設置する必要はなく、建設工事等を含めた現場責任者の設置をもって足りることとする。

また、現場事務所については、建設工事等を伴う特定事業の場合は、従来の方法で現場事務所を置くことで、現場事務所の設置に代えることができる。

第10 特定事業区域の表土について

- 1 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であることを証する書類として、特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに次項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（規則様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（規則様式第5号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）を提出しなければならない。

ただし、特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造図を提出することによって代えることができる。

- 2 前項の表土の地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ同表右欄に定める数以上の区域に等分して、区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において地質検査のための試料とする土砂等を採取すること。

また、採取された試料について、それぞれ規則別表第 1 に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

特定事業区域の面積	区域の数
0.3 ヘクタール未満	1
0.3 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満	2
1 ヘクタール以上 2 ヘクタール未満	3
2 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満	4
3 ヘクタール以上 4 ヘクタール未満	5
4 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満	6
5 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満	7
6 ヘクタール以上 7 ヘクタール未満	8
7 ヘクタール以上 8 ヘクタール未満	9
8 ヘクタール以上 9 ヘクタール未満	10
9 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満	11
10 ヘクタール以上	12

第 11 構造上の基準について

特定事業が完了したときの当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則別表第 3 で定める構造上の基準に適合しなければならない。

第 12 改良土及び再生土の使用について

- 1 特定事業者は、当該届出に係る特定事業区域に改良土（土砂等であって、セメント又は石灰を混合し化学的安定処理をしたものをいう。）または、再生土（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物（燃え殻、汚泥（無機性のものに限る。）その他次の各号で定める産業廃棄物に限る。）の脱水、破砕その他規則で定める処理により生じた物であって、土砂と同様の形状を有するものをいう。以下同じ。）を使用することができない。

ただし、建設工事等を伴う特定事業で、埋め戻しなどの材料として搬入しようとするときは、当該改良土及び再生土の搬入量が 2,000 立方メートル以内ごとに、土砂等搬入届（規則様式第 11 号）、採取された改良土及び再生土に係る検査試料採取調書（規則様式第 4 号）及び地質分析（濃度）結果証明書（規則様式第 5 号）を当該改良土及び再生土を搬入する日の 7 日前までに市長に提出し、規則別表第 1 の安全基準に適合していると認められるときは、当該改良土及び再生土を使用することができる。

- (1) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

- (2) 鉱さい
 - (3) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
 - (4) ばいじん
 - (5) その他市長が定める産業廃棄物
- 2 前項の土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該改良土及び再生土の品質分析は、規則別表第 1 に掲げる項目に応じ、それぞれ同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

第 13 着手届の提出について

特定事業者は、第 4 の規定に基づく届出書の提出後、土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して 10 日以内に、特定事業着手届（規則様式第 10 号の 2）を提出しなければならない。

ただし、建設工事等を伴う特定事業の場合は、特定事業者のうち請負契約等により特定事業を行う者から提出された着手届の写しをもって代えることができる。

第 14 土砂等の搬入の届出について

- 1 特定事業者は、当該届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごと及び土砂等の搬入量が 2,000 立方メートル以内ごとに、土砂等搬入届（規則様式第 11 号）、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（規則様式第 12 号）、採取された土砂等に係る検査試料採取調書（規則様式第 4 号）及び地質分析（濃度）結果証明書（規則様式第 5 号）を当該土砂等を搬入する日の 7 日前までに市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書の添付を省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。
- (2) 当該土砂等が、採石法（昭和 25 年法律第 291 号）、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）、千葉県土採取条例（昭和 49 年千葉県条例第 1 号）その他の法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証する書類として、土砂等売渡・譲渡証明書（規則第 12 号の 2）が添付されたとき。
- (3) その他当該土砂等について、市長が土壌の汚染のおそれがないと認めた場合

- 2 特定事業者は、当該届出に係る特定事業区域に一時堆積場等を経由し、土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の堆積場所ごと及び土砂等の搬入量が 2,000 立方メートル以内ごとに、最後に経由した一時堆積場等において採取された土砂等に係る検

査試料採取調書（規則様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（規則様式第5号）を当該土砂等を搬入する日の7日前までに市長に届け出なければならない。

- 3 前2項の土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質検査は、環境政策課の職員の立会いの上、規則別表第1に掲げる項目に応じ、それぞれ同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

ただし、特別な事情により、環境政策課の職員の立会いが著しく困難であると市長が認める場合は、この限りでなく、現地での試料採取状況等が確認できる方法によって行うことができる。

第15 土砂等管理台帳の作成について

- 1 特定事業者（一時堆積特定事業を行う特定事業者は除く。）は、特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳（規則様式第12号の3）を作成しなければならない。

- (1) 特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段
- (2) 特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量
- (3) 特定事業者の氏名又は名称
- (4) 特定事業区域の位置及び面積
- (5) 特定事業の届出の期間
- (6) 特定事業に使用される土砂等の量
- (7) 現場責任者の氏名又は名称
- (8) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所
- (9) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名
- (10) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称

- 2 一時堆積特定事業を行う特定事業者は、特定事業に使用された土砂等について、発生場所毎に、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳（規則様式第12号の4）を作成しなければならない。

- (1) 第1項各号（第6号を除く。）に掲げる事項
- (2) 当該届出に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳
- (3) 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量

- 3 第1項及び前項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における第1項各号又は前項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない

い。

- 4 第 22 の規定で定める電磁的記録は、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとし、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
- (1) 作成された電磁的記録を特定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 5 特定事業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

第 16 特定事業区域の定期・完了検査及び立会いについて

- 1 特定事業者は当該届出に係る特定事業区域の地質検査を、特定事業を開始した日から 1 月ごと（第 20 の規定による廃止の届出又は第 21 の規定による完了の届出を行った場合は、市長が指定する期日）に、環境政策課の職員の立会いの上、次に掲げる方法により行い、その結果を市長に報告しなければならない。
 - (1) 地質検査の試料の数は、特定事業区域を 3,000 平方メートル以内の区域に等分した数とする。ただし、土砂等の搬入量が少ないため十分な土砂等を採取できない場合は、この限りでない。
 - (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、環境政策課の職員が指示する場所を中央地点として、当該中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点（当該地点がない場合は、環境政策課の職員が指示する 4 地点）の土壌について行い、深さは 10～30 センチメートル（深さが 10 センチ未満の場合は、環境政策課の職員が指示する深さ）とすること。
 - (3) 前号の規定により採取する土砂等は、前号の 5 地点それぞれにおいて等量とし、採取後、混合し 1 試料とすること。
 - (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、規則別表第 1 に掲げる項目に応じ、それぞれ同表に掲げる測定方法により行うこと。
- 2 特定事業が一時堆積特定事業である場合の地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から 1 月ごと（第 20 の規定による廃止の届出又は第 21 の規定に

よる完了の届出（表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。）を行った場合は、市長が指定する期日）に、環境政策課の職員の立会いの上、前項に掲げる方法により行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で堆積されている場合は、地質検査は省略することができる。

- 3 当該特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、当該届出に係る特定事業場）以外の地域への排水の水質検査を、特定事業を開始した日から1月ごと（第20の規定による廃止の届出又は第21の規定による完了の届出を行った場合は、市長が指定する期日）に、環境政策課の職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。
- 4 特定事業が一時堆積特定事業である場合の水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から1月ごと（第20の規定による廃止の届出又は第21の規定による完了の届出を行った場合は、市長が指定する期日）に、環境政策課の職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。
- 5 第1項の規定による報告は、特定事業を開始した日から1月ごとに当該1月を経過した日から1週間以内（第20の規定による廃止の届出又は第21の規定による完了の届出を行った場合は、市長が指定する期日まで）に、特定事業地質等検査報告書（規則様式第15号）に次に掲げる書類及び図面を添えて、これを行わなければならない。
 - (1) 検査に使用した土砂等及び排水の採取場所の位置図及び現場写真
 - (2) 第1項又は第2項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（規則様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（規則様式第5号）
 - (3) 第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（規則様式第16号。環境計量士の発行したものに限る。）

第17 関係書類等の縦覧について

特定事業者は、市長が指定する場所において、当該届出に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの要領の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第15に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

第18 標識の掲示について

特定事業者は、当該届出に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該届出に係る特定事業が施工されている間、次の各号に定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

また、標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識（規則様式第 17 号）とする。
なお、建設工事等を伴う特定事業の場合は、建設工事等の事業名等を掲げた標識に代
えることができる。

- (1) 特定事業の届出年月日及びその番号
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業区域の所在地
- (4) 特定事業者の住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先
- (5) 特定事業の届出の期間
- (6) 特定事業場及び特定事業区域の面積
- (7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量（一時堆積特定事業にあつては、土砂等
の年間の搬入及び搬出の予定量）
- (8) 現場責任者の氏名、職名及び連絡先
- (9) 下請事業者（特定事業者以外の者で、特定事業に係る主たる業務を請け負うものを
いう。）の住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先
- (10) 特定事業場及び特定事業区域の見取図

第 19 特定事業区域の境界の表示について

特定事業者は、特定事業が建設工事を伴わない場合は、当該届出に係る特定事業が施
工されている間、当該届出に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域及び当
該届出に係る特定事業場と当該特定事業場以外の地域との境界にその境界を明らかに
する表示を行わなければならない。

第 20 特定事業の廃止について

- 1 特定事業者は、当該届出に係る特定事業を廃止し、又は中止しようとするときは、あ
らかじめ特定事業廃止（中止）事前届（規則様式第 17 号の 2）及び、当該特定事業に
よる土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災
害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他次の各号に定める事項を市長
に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じなければならない。ただし、
中止しようとする期間が 2 月未満であるときは、届け出ることを要しない。

- (1) 特定事業の届出年月日及びその番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の届出の期間
- (4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間
- (5) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造
- (6) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事
業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必

要な措置

- (7) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時堆積特定事業である場合は、一時堆積特定事業の特定事業区域のうち土砂等が堆積されている面積
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
 - 3 特定事業者は、当該届出に係る特定事業の廃止をしたときは、廃止した日から起算して 10 日以内に、特定事業廃止届（規則様式第 18 号）を届け出なければならない。
 - 4 前項の規定による届出があったときは、特定事業に係る届出は、その効力を失う。
 - 5 市長は、第 4 項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第 1 項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
 - 6 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該措置を講じなければならない。

第 21 特定事業の完了について

- 1 特定事業者は、当該届出に係る特定事業が完了する 2 月前の日までに、特定事業完了事前届（規則様式第 18 号の 2）を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- 3 特定事業者は、当該届出に係る特定事業を完了したときは、完了した日から起算して 10 日以内に、特定事業完了届（規則様式第 19 号）を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が特定事業に係る届出の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該措置を講じなければならない。

第 22 関係書類等の保存について

特定事業者は、この要領の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第 15 の規定による土砂等管理台帳を、次の各号に定める日から 5 年間保存しなければならない。この場合において、これらに記載すべき事項を第 15 の規定で定める電磁的

記録により保存する場合は、書面による保存に代えることができる。

- (1) 第 20 の規定による特定事業の廃止の届出をした日
- (2) 第 21 の規定による特定事業の完了の届出をした日

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 1 月 2 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に請負契約等が成立した市の公共工事については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。